

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニトリ南魚沼店

所在地 南魚沼市美佐島字陣場1816 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社ニトリ

法人代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社ニトリ

法人代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年12月1日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計2,394平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計38台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計13台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計40.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計26.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ニトリ

午前9時00分から午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 1箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分

7 届出年月日

令和3年3月11日

8 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

令和3年3月23日から令和3年7月23日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp